

## 日韓海峡沿岸広域観光協議会 PR 動画韓国向け配信業務委託 企画コンペ実施要領

日韓海峡沿岸広域観光協議会（以下、「協議会」という。）が実施する海外向けプロモーション動画配信事業委託を実施するにあたり、必要な事項を次のとおり定める。

### 1 事業の目的

協議会を構成する日本側4県（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県）で作成した観光PR動画を、韓国内の SNS(動画配信サイト含む)や WEB の広告枠へ掲載し、デジタルプロモーションを行うことで、コロナ収束後の韓国から4県への誘客促進を図る。

### 2 委託事業内容及び業務委託期間

別添の業務委託仕様書のとおりとする。

### 3 参加要件

本企画コンペに参加できる者は、以下の全てを満たす者とし、本業務委託を的確に遂行するに足りる能力を有するものとする。

- (1) 過去、同種同様のプロモーション動画配信業務を受託した実績があること。
- (2) 緊急の打合せ等が必要な時に、4県に対して迅速に対応ができること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続き開始の申し立て、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形または小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 4県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 4県内いずれかに事業所等が所在する者にあつては、所在県において、県税の滞納がないこと。

(8) 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、4県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者

オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(9) 共同企業体の構成員でないこと。

(10) 過去2年間の間に地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）または協議会と、同種の契約であって見積金額の2割以上の金額である契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行した者

#### 4 募集方法

日韓海峡沿岸県市道交流知事会議ホームページにて案内を掲載する。

#### 5 審査の実施方法

参加資格の有無、実績書、提案書に関して、別表「評価基準」に従って審査を行い、審査の結果、最優秀者を決定する。

なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを実施する場合がある。

#### 6 結果の通知

令和4年2月15日（火）までにすべての参加者に対し通知する。

なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

#### 7 企画提案の内容

別添の業務委託仕様書に記載している業務内容について提案すること。

## 8 説明会

実施しない。

## 9 質問について

仕様書等に対する質問がある場合は、令和4年2月10日(木)16時まで、様式1号に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

## 10 提案書及び添付資料の提出について

(1) 提出期限 令和4年2月10日(木)16時まで

(2) 提出書類(すべての書類はPDFにして提出すること)

① 企画コンペ参加申込書 1部(様式2号)

② 会社概要 1部(様式3号)

③ 実績書 1部(様式4号)

④ 企画提案書(任意様式)

用紙のサイズはA4版、文字サイズはおおむね10ポイント以上とすること。また、ページ数は、10ページ以内とし、PDFにて**5MB以下**のサイズとすること。

⑤ 本業務委託の実施スケジュール案

⑥ 見積書

見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係が分かる内訳を記載すること。

⑦ 業務体制表

本事業の目的を達成するための実施手法及び実施体制が分かるもの。

⑧ 実績書

実績は、審査における評価項目の一つであるため、過去2年間での類似業務の請負実績をより分かりやすく示すこと。

(3) 提出方法

下記問い合わせ先にメールで送付、または持参(2月10日(木)16:00必着)

※メール送信した場合は、下記問い合わせ先まで電話で到着の確認を行うこと。

## 11 実施スケジュール

令和4年(2022年)2月7日(月)	日韓知事会議HPでの公募開始
令和4年(2022年)2月10日(木) 16時	質問書提出期限
令和4年(2022年)2月10日(木) 16時	参加申込書、企画書等提出期限
令和4年(2022年)2月14日(月)	審査
令和4年(2022年)2月15日(火)	委託業者決定、契約

## 12 費用負担

企画書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

## 13 留意事項

- (1) 提出物は、返却しない。
- (2) 提出された企画書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (3) 提出された企画書等は、企画提案の選定の目的以外で使用しないものとする。
- (4) 提出する企画案は参加者1社につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (5) 協議会が提供する資料以外は、独自で入手等を行うこと。
- (6) 虚偽の掲載をした参加資格確認申請書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (7) 企画に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (8) 公正な審査を妨害するおそれのあるあらゆる行為を禁止する。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たさなくなった場合は、契約締結できない。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (10) 本件についての問い合わせはメールのみで受け付ける。質問応答の内容は、原則として、日韓海峡沿岸県市道交流知事会議のホームページ上で質問者がわからない形で参加者全員に周知する。

## 14 遵守事項

受託事業者は、契約の履行にあたって、本事業業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、最高の技術を駆使するとともに、当事務局及び4県の職員の指示を遵守し、誠実に実施しながらならない。

また、受託事業者は、受託事業の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。

## 15 契約保証金

- (1) 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- (3) 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を減免できるものとする。  
ア 当協議会を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に地方公共団体または国（独立行政法人等を含む）または協議会と、同種の契約であって見積金額の2割以上の金額である契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したものと認められる場合。

16 書類提出・問い合わせ先

日韓海峡沿岸広域観光協議会事務局 石田  
（佐賀県 地域交流部 文化・スポーツ交流局 観光課内）  
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59-6階  
TEL:0952-25-7098  
Mail: kankou@pref.saga.lg.jp

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、本事業における個人情報の取り扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めているものに準じます。